

農水産物の航空貨物便に対する支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言により、本市と東京を初めとする各都市を結ぶ定期直行便の欠航、また沖縄本島への定期便は1日最大21便から6便へと減便となり、本市の特産物であるパイナップルやマンゴー、鮮魚、花きなど農水産物の島外出荷に深刻な影を落としている。

このようなことから、5月1日に石垣市長、竹富町長、与那国町長の八重山市町会の連名で、貨物輸送体制確立のお願いを各航空会社へ要請し、5月6日からこれまで貨物専用便での対応をして頂いている。しかし、パイナップルやマンゴー、マグロなど農水産物の本格的な出荷はこれから最盛期を迎えることから、出荷シーズン終了の7月末まで貨物専用便での輸送体制維持が必要である。

本市の担当課が昨年度の実績に基づいた出荷量を現在の航空便の運航状況に当てはめた試算によると、貨物専用便を運航する回数は最大で、5月が86便、収穫ピークを迎える6月は152便、7月は140便となっており、竹富町の周辺離島からも本市に集中することも考えると貨物専用便の運航回数は増えるものと予測される。

航空会社の試算では、貨物だけでは採算が合わないとの意見もあり、貨物専用便の運航には膨大な予算を要する事から、農水産物の航空貨物便運航に対する支援を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年5月15日

石 垣 市 議 会

あて先 沖縄及び北方対策担当大臣、農林水産大臣、沖縄県選出国會議員、沖縄県知事、
沖縄県議会議長、八重山選出県議会議員